

報告第34号

商工・観光関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(12)商工・観光関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

産業建設部会 商工観光分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 32 ページ

協定項目 第25-12号 各種事務事業の取扱い(商工・観光関係)
1. 商工業振興事業 > (1) 企業誘致事業

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

奨励措置については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。

個別調整結果

企業立地促進条例・・・合併と同時に小林市の制度に統一する。

企業誘致制度・・・合併までに調整し、新たな制度を創設する。

企業立地に関する審議会・・・小林市、野尻町の委員構成を踏まえて再構築する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 33 ページ

協定項目 第25-12号 各種事務事業の取扱い(商工・観光関係)
3. 観光振興事業 > (2) 観光施設整備事業

調整方針 4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

観光施設整備については、両市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

個別調整結果

経営形態の検討・・・当面現行どおりとし、合併後3年までに経営形態の検討を行う。

以下現況

指定管理者制度に移行した施設

北きりしまリゾート牧場市有施設（小林市、指定管理）

すきむらんど（小林市、指定管理）

生駒高原観光レクリエーションセンター（小林市、指定管理）

のじりこぴあ（野尻町、指定管理）

道の駅ゆ～ぱるのじり（野尻町、指定管理）

のじりこぴあ、道の駅ゆ～ぱるのじりにおいて、野尻町で指定管理について協議予定、指定管理期間平成 21 年 8 月 31 日まで

直営

小林市出の山淡水魚水族館（小林市、直営（団体委託））・・・将来的に指定管理を検討する。

出の山名水ホテル館（小林市、直営（団体委託））

北きりしまコスモドーム（小林市、直営（個人委託））

協議ランク A

協議会確認日：第 2 回協議会 H20/12/24 現況調書 34 ページ

協定項目	第 2 5 - 1 2 号 各種事務事業の取扱い（商工・観光関係） 4．観光関係団体 > （ 1 ）観光協会
調整方針	5．合併後 3 年を目処に統合するよう調整する。

観光協会については、合併後 3 年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。

個別調整結果

組織の統合時期・規約の統一の時期・・・合併後 3 年を目処に統合するよう調整する。

現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むように環境整備に努める。

具体的には、小林市観光協会と野尻町観光協会との統合に向けた協議の場を設ける。

野尻町観光協会について、事務局は野尻町にある。統合するまでは現行のまま新市に引き継ぐ。

助成金・会員・会費の調整方法・・・各観光協会の事務局にて調整を行う。

活動内容・財産の調整方法・・・各観光協会の事務局にて調整を行う。

報告第35号

補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）について

合併協定項目第18号「補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第18号 補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係） 商工業振興事業補助金
調整方針	5．合併後3年を目処に統合するよう調整する。

- 1．同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
- 2．独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
- 3．整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

個別調整結果

補助金の統廃合・・・下記のとおり。

合併と同時に統合するもの（以下については、統合後） 例規の改正が必要になるものがあるので注意

中小企業大学受講料補助（小林・須木共通）
 県信用保証協会保証料補助（小林・須木・野尻共通）
 溶接技術コンクール補助（小林・須木・野尻共通）
 退職者共済加入促進補助（小林・須木・野尻共通）
 企業立地促進事業補助（小林・須木・野尻共通）

現行のまま、新市に引き継ぐもの 例規の改正が必要になるものがある、特に野尻町の補助金について

商工経営改善普及事業費補助（須木地区）
 商工会青年部育成費補助（須木地区）
 商工会女性部育成費補助（須木地区）
 商工会広域連携助成費補助（須木地区）
 商工会消費拡大事業費補助（須木地区）
 商工業各種団体育成補助（小林・須木・野尻共通）
 商工会議所一般事務費補助（小林地区）
 中小企業相談所補助（小林地区）
 観月会補助（小林地区）
 まつり小林実行委員会補助（小林地区）
 商店街空店舗対策モデル事業費補助（小林地区）
 こばやし冬まつり実行委員会補助（小林地区）
 ほぜまつり事業費補助（須木地区）
 イルミネーション設置費補助（須木地区）
 商工会運営費補助（野尻町）
 商工業活性化対策事業補助（野尻町）

商工業イベント補助（野尻町）
シール会運営費補助（野尻町）
のじり湖祭補助（野尻町）
総合案内所管理運営事業補助（野尻町）
個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業補助（野尻町）
商工業後継者育成資金利子助成事業補助（野尻町）

合併時に廃止するもの

住宅リフォーム促進事業費補助（小林・須木共通）
空店舗活用新規創業者支援事業費補助（小林地区）
物産振興協議会補助（小林地区）

協定項目	第18号 補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係） 観光振興対策事業補助金
------	---

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

個別調整結果

補助金の統廃合・・・下記のとおり。

合併後3年以内に統合するもの（観光協会が統合された場合）
観光協会一般事務費補助（小林地区）
観光協会運営費補助（野尻町）
陰陽石まつり補助（小林地区）
出の山ホテルまつり補助（小林地区）
コスモスレディー運営費補助（小林地区）
観光宣伝事業補助（小林地区）

現行のまま、新市に引き継ぐもの
ザ・ウォーキング大会実行委員会補助（小林・須木共通）
合宿誘致推進事業費補助（小林・須木共通）
納涼花火大会補助（須木地区）
すきむらんどイベント補助（須木地区）
六月灯祭り補助（野尻町）

報告第36号

建設関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(13)建設関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

産業建設部会 建設分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 42 ページ

協定項目	第25-13号 各種事務事業の取扱い（建設関係） 道路・橋梁関係について【道路維持】
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

個別調整結果

道路管理維持体制・・・下記のとおり。

器具等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。

作業員の確保について、両市町で、直営・委託・臨時雇用等状況が異なるので、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

開発行為等・・・合併と同時に小林市の例により統一する。

開発行為(500平方メートルを超えるもの)については、現在小林市においてのみ、「開発行為等による災害防止要綱」及び「開発行為等による災害防止要綱事務処理要領」に基づいて処理がなされているため、合併と同時に小林市の要綱により開発行為に関する事務処理を執り行う。

報告第37号

下水道関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(14)下水道関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

産業建設部会 下水道分科会

協議ランク A

協議会確認日:第2回協議会 H20/12/24

現況調書 43 ページ

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 1. 公共下水道事業 > (1) 下水道使用料
------	--

調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

使用料・・・小林市の例(基本料金+従量料金)を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

野尻地区では「合併処理浄化槽の維持管理費よりも、公共下水道へ接続した方が経済的である」として接続率の向上を図っている。このため、合併後3年を目処に統合する野尻地区料金は、合併処理浄化槽維持管理費より低い額で設定し接続率の向上に努める。

水道会計システムは合併後当分の間、本庁水道課と野尻庁舎水道部門で別々に稼働せざるを得ない状況であるため、使用料の統合は本庁水道課に新会計システムが整備され、実質的な稼働が可能となる時期とする。

水道課へのメーター検針委託・・・下記のとおり。

小林市水道課にメーターの検針を委託しているが、現行のまま、新市に引き継ぐ。

野尻地区についても野尻町水道課の水道特別会計にメーター検針業務費用を支出しており現行のまま、新市に引き継ぐ。

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 1. 公共下水道事業 > (2) 受益者負担金
調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

野尻処理区において受益者負担金を徴収しない。しかし、合併後に認可された地域については、小林市の例のとおり徴収する。

小林市で受益者負担金を徴収している。小林市の負担金は、家屋1棟当たり73,000円の負担金を賦課する。合併後の野尻町地区では、台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけるため、小林市下水道条例施行規則第4条第3号に「また、野尻処理区の台所の汚水流出箇所には、油水分離装置を設けること。」の条文を追記する。

小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例は、都市計画法第75条(受益者負担金)の規定に基づき規定されている。野尻町の下水道事業は、都市計画事業以外の事業であり、当該事業による受益者から事業に要する費用の一部を徴収するためには、地方自治法第224条の規定に基づいた分担金徴収条例を定める必要があるが野尻町では定めていない。よって、野尻処理区において分担金を徴収しない。

野尻町地区の現状と今後の方針

野尻町の既供用開始区域では、負担金を課す代わりに台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけている。合併後の野尻町地区の未供用開始区域を含めた既認可地域については、合併前後による負担金賦課の不公平感を発生させないよう負担金を課さず油水分離装置設置を義務づけ、合併後に認可された区域については小林地区と統一した分担金を徴収する。その場合、小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例ではなく、小林市公共下水道事業分担金徴収条例の新規制定が必要となる。

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 2. 農業集落排水事業 > (1) 使用料(農集排)
調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

使用料・・・新市移行後も現行どおりとし、2種類の料金体系は合併後3年を目処に調整する。

合併時から3年間は現在の料金体制で実施する。合併後3年の間に各家庭の料金を調査し、併せて住民説明会を実施し普及を図る。合併から3年後に小林市の一般汚水使用料金は全て統一する。

小林市の料金体系は、水道の使用水量に応じた従量料金制である。野尻町は、平等割に人头割を加えた額である。人头割の場合は毎月世帯人数を把握しなければならず、小林市では、公共下水道も同じ料金体系であり、件数が多く調整が難しいので、小林市の例で調整する。野尻町の世帯も水道メーターがあり毎月水道課が検針しているので可能である。

しかし、すぐに変更した場合、使用料金の格差が著しい家庭があると予想される。各家庭の使用水量を調査し、節水等をお願いし、料金の統一を図っていく。検針については、小林市で使用している器具を使い実施する。

水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにする。

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 2. 農業集落排水事業 > (2) 分担金(農集排)
調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

分担金・・・両市町で分担金額が違う。合併後3年を目処に小林市の制度に統一する。(原則、現行のとおり。合併後に告示した地域については小林市に統一する。しかし小林市でも中央区(須木)は徴収していない。)

小林市：35,000円、告示日から3年以内の加入は100%減免。

野尻町：10,194円、減免規定について、小林市の制度に統一する。

分担金について、小林市十日町・新田地区は35,000円であるが、中央地区にはない。野尻町の漆野原地区は、供用開始の告示後(平成9年4月1日供用開始)10年以上が経過している。供用開始後区域の変更はないので既供用開始区域は合併前の金額とし、合併後に告示した区域は新市の規定によることにより公平性を確保する。

報告第38号

水道関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(15)水道関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

産業建設部会 水道分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 47～48 ページ

協定項目	第25-15号 各種事務事業の取扱い(水道関係) 2. 簡易水道事業について > (1) 水道料金の算定方法
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。

個別調整結果

給水条例・規則の制定及び改正

合併後、平成22年4月1日から簡易水道の一部(野尻地区、野尻西部地区、吉村地区)が上水道に移行することも考慮し、合併時に給水条例・規則の改正を2段階に行う。合併時の簡易水道会計統合の改正。平成22年4月1日に簡易水道の一部を上水道に移行する改正。

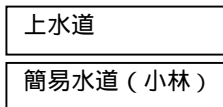
合併後の料金算定については、経営状況を分析しながら合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

上記の改正については、合併に関係なく野尻町で当初から計画されている内容についての改正となる。

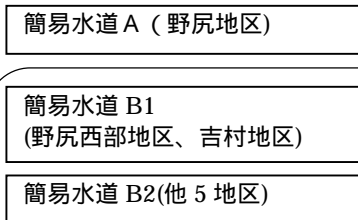
例規改正のポイント

現在 4 会計

小林市

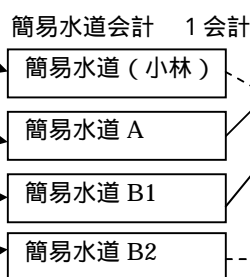
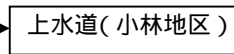


野尻町



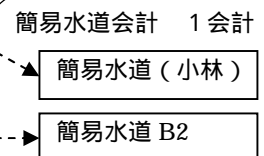
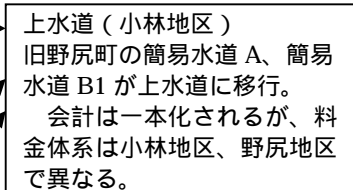
7 地区で簡易水道 B (三麓会計) を構築している

合併時 2 会計
(平成 22 年 3 月 23 日)
新小林市



会計は一本化されるが、料金体系は従来どおり

平成 22 年度当初 2 会計
(平成 22 年 4 月 1 日)
新小林市



会計は一本化されるが、料金体系は従来どおり

水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにする。

協議ランク A 協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 48～49 ページ

協定項目	第25-15号 各種事務事業の取扱い（水道関係） 2. 簡易水道事業について > (2) 水道加入金
調整項目	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

個別調整結果

新規開設費

小林市については、加入金という規定はなく、公道部工事費のみ徴収している。野尻町は工事費とは別に加入金（権利に相当）を徴収している。・・・合併と同時に小林市の例により統一する。

一次側配管の管理

小林市については、すべて事業者で工事し、管理している。野尻町は、工事の際に加入者と折半で費用を負担しているが、合併と同時に小林市の例により統一する。

メーターの使用料

小林市については、徴収しているが、小林地区と須木地区で差異がある。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に野尻町も含めて統一に向け包括的に検討する。